## 市職員に対する懲戒処分に関する申し入れ

2012年2月14日 日本共産党静岡市議会議員団 団長 山本 明久

貴職は2月1日、静岡病院事務局長に対し、訓告処分を行った。

この処分は、同事務局長が、同病院医療秘書の女子職員に対し、執拗に交際を 迫り、メール送付などを繰り返し、人事課に当該女子職員からセクハラ被害の 申し立てがされたことに対応するものであると考えられる。

しかし、事実関係の詳細な把握、過去の余罪調査も充分されないまま、懲戒 審査委員会の設置の手続きをせず、懲戒処分に関する指針にもとづかない処分 が下された疑念がある。被害者が受けた精神的打撃の大きさに対して、あまり にも甘すぎる対応だと言わざるを得ない。

本来、公務員のセクハラ、パワハラは根絶すべきであり、職場環境は職員同士の信頼関係が構築されてはじめて、市民への福祉向上を図ることができる。 しかし、当局の事実関係の把握、職場環境の整備にむけた姿勢が不鮮明であり、 再発防止も危ぶまれる。

2度と再び、このような事件を起こさないよう、厳正な処分を求め、以下の申 し入れを行うものである。

記

- 1、 当該女子職員からの、新たな事実確認の申し入れを受け、徹底調査する など真摯に対応すること。
- 2、 静岡市職員の懲戒処分に関する規定にもとづき、正確な事実確認を行い、 厳正な処分を下すこと
- 3、 申し立てを行った女子職員の権利侵害や不利益のないように、細心の配 慮を尽くすこと
- 4、 セクハラ、パワハラ等を根絶し、健全な職場環境を構築するため、職員 研修など迅速に対応すること

以上